

## 歴史学分野における学術雑誌の投稿規定

— 現状および提案 —

三 波 千穂美\*

### The contribution rules of the scholarly journals in the history field

— the present situation and the suggestions —

Chihomi Sannami

歴史学分野の学術雑誌における投稿規定の項目の記載状況は、科学技術分野のそれとはかなり異なるということが、著者が前に行った調査で明らかになった。さらに考察を深めるため、2種類の調査を行った。まず、①投稿規定に記載された項目の編集作業における重要度に関して、学術雑誌の編集担当者に対して調査を行った。次に、②編集上重要とされた項目が投稿規定に記載されない理由、また編集上さほど重要とはされなかった項目が投稿規定に記載される理由に関して、編集担当者に個別に質問調査を行った。その結果、以下のことがわかった。①投稿規定に記載されている情報は規定毎に多様であり、多様である結果として、明示されない情報も多様である。②投稿者に必要と考えられている情報が、編集上重要な情報とは必ずしも一致しない。③投稿規定が遵守されていない、あるいは規定に情報が明示されていないことに起因する問題が認識できた。さらに、現状における混乱や問題は、「情報の明示」により、多くの場合解決ならびに改善に繋がるものと思われる。

It was clarified by the author's previous survey that the items in the contribution rules of scholarly journals in the field of history differ considerably from the situation in the field of science and technology.

Two different additional surveys were conducted to deepen the consideration. One of the surveys was conducted with editors of scholarly journals to determine the level of importance of the mentioned items in the contribution rules concerning editing work. The other was an individual questionnaire which was conducted with the editors.

The questions sought the reasons for not mentioning items in the contribution rules that were thought to be important in editing work, as well as the reasons for mentioning items in the contribution rules that were thought to be less important in editing work. As a result, the following became clear. The information mentioned in the contribution rules vary according to each journal, and information that is not specified clearly also vary as a result.

Information considered to be necessary for contributors does not necessarily correspond to information that is important for editing work. It was recognized that problems arise from not observing the contribution rules or not stating necessary information clearly in the contribution rules. Furthermore, the confusion and problems in the current situation could, in many cases, be improved or solved by "clear indication of information."

\* 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科  
Graduate School of Library, Information and Media Studies, University  
of Tsukuba

## 1. はじめに

学術雑誌に投稿される論文が、研究者にとって非常に重要な発表手段であることは、言うまでもない。投稿される論文は、発表する場となる学術雑誌が求める一定の構成・形式となっていることが必要とされる。この構成・形式に関して規定および説明した規則が、投稿規定と呼ばれる。

投稿規定に記載されるべき内容に関する提言は、いくつか行われている。小野<sup>1)</sup>は学術雑誌の標準化の必要性等から投稿規定の問題を論じ、投稿規定に記載すべき一般事項として、①論文の種類、②投稿資格、③論文の長さ、④原稿の送り先、⑤原稿用紙、文字の指定、⑥表題、著者など、⑦著者抄録、⑧本文の書き方、⑨図、表、写真、数式、単位、脚注、⑩参照文献、⑪謝辞、付録、⑫校正、⑬投稿後の連絡、⑭別刷の14項目をあげている。

また『学会誌編集実務ガイドブック』<sup>2)</sup>には、「投稿規定に盛り込むべき基本的な内容」として、次のような必要項目があげられている：①対象分野、②投稿資格、③記事の種類と内容、④用語、⑤記事の種別による制限枚数、⑥抄録の要否と字数、⑦キーワードの要否と語数、⑧原稿の形態、⑨原稿の提出部数、⑩原稿審査の概要、⑪別刷料金の有無、⑫著者負担料金の有無、⑬著作権の帰属、⑭原稿の投稿先。

さらに「SIST科学技術情報流通技術基準 学術雑誌の構成とその要素 SIST07-1985」<sup>3)</sup>においては、投稿規定に記載する項目として、以下のものをあげている：①投稿者の資格、②その雑誌に掲載する論文の種類、長さ及び使用言語、③論文の採用基準、④論文の受理又は採用年月日に関する規定、⑤原稿の書き方（論文の第1ページの形式、原稿用紙又はタイプ用紙の指定、文字又はタイプ文字の指定、図又は写真及び表の作り方、用字用語・記号・符号等の基準、参照文献の書き方、著者抄録及びキーワードの書き方）、⑥著作権の帰属に関する規定、⑦校正・別刷・掲載料等の規定

一方、学術雑誌の投稿規定において実際に記載されている内容に関しての調査は、科学技術分野において行われ報告されている。寺村は1973年に科学技術分野の108学会、129誌の投稿規定について①形式・概要、②記載すべき項目、③各記載項目の内容等について調査・分析を行った<sup>4),5)</sup>。その後1983年に富永が、科学技術情報流通の標準化の普及状況を調査する目的で、寺村の1973年の調査以降の、投稿規定記載事項の変化等についての調査分析を行っている<sup>6),7),8)</sup>。

また1995年には甲斐が、1983年の富永の調査後の変化

を鑑みながら、現状分析を目的とした調査を行い、電子投稿の規定等についての調査を加え報告している<sup>9),10)</sup>。

科学技術分野以外の学術雑誌に関しては、1997年に寺村が、学術雑誌の分野別特徴を比較するため、人文科学・社会科学分野の114学会、120誌の投稿規定を分析し、その結果を1995年の甲斐の調査結果と比較・報告している<sup>11),12)</sup>。

これら一連の調査は、情報流通を容易にするためには、学術論文の構成・形式が統一されていることが望ましく、そのためには、基準となる投稿規定が整備されなければならないとの観点に基づいており、また、投稿規定の実際の状況を把握することを目的として行ったものと考えられる。

著者は以前、歴史学分野における投稿規定の記載項目を調査し、甲斐による科学技術分野における先行調査<sup>9),10)</sup>と比較を行った<sup>13)</sup>。その結果、科学技術分野の投稿規定における各項目と、歴史学分野における各項目の内容には大きな違いは見られなかった。ただし、各項目の投稿規定における記載率（以後、記載率）には大きな違いが見られた（記載率とは、投稿規定に記載された各項目が、調査対象とした全投稿規定においてどれほどの割合で記載されていたかを意味する）。全項目の平均記載率は、科学技術分野においては76%だった。一方、歴史学分野においては平均記載率は45%で、また各項目の記載率は非常に多様で、96%から2%にまで及んでいた。つまり歴史学分野においては、投稿規定によって記載項目がかなり異なるということがわかった。言い換えれば、投稿者に必要な情報は、投稿規定によって、異なっているということになる。

そこで本調査では、投稿者に必要な情報の差異について考察するため、各項目の編集上の重要度、投稿規定によって記載項目が異なる理由、特定の項目は記載されていないか、等に関して調査を行った。

## 2. 投稿規定の記載項目の重要度に関する調査

投稿規定の記載項目等に関し、著者が以前行った調査<sup>13)</sup>において対象とした86学協会の雑誌編集者に対して、質問票郵送による調査を2001年3月に行った。

調査対象とした学協会の選定については、引用文献<sup>13)</sup>に述べた通りである。まず、86学協会が発行する86誌の投稿規定に記載されている内容を列挙し、項目ごとに分類した（項目については表1参照）。次に、これらの項目に関する質問を作成し、質問票とし送付した（質問票

は付録1を参照されたい)。質問内容は、①各項目の編集作業における重要度（以後、重要度）（「重要」を5、「どちらかと言えば重要」を4、「どちらでもない」を3、「あまり重要ではない」を2、「重要でない」を1とした）

およびその理由、②編集作業における、投稿規定に関連して起きる問題（自由記入）、③編集者からの、投稿規定に関する意見や提案（自由記入）である。

表1 各項目の投稿規定における記載率と編集における重要度の平均値

項目	投稿規定における記載率 (%)	編集における重要度 (平均値)
原稿の長さ	96	4.7
原稿用紙・ワープロ入力等の指定	88	3.7
原稿の種類	85	4.0
原稿送付部数・送付先	75	3.6
標題、著者名、著者の所属機関等の書き方	70	3.6
論文審査の有無、方法および採用基準	67	4.8
図・表・写真	66	4.0
縦書きあるいは横書きかの指定	56	3.8
投稿者の資格	53	3.1
抄録	49	3.2
フロッピー提出の方法	47	3.8
別刷、掲載料等	46	3.2
原稿の縮切	44	4.1
註の書き方	33	4.2
校正	33	4.5
参考文献の書き方	25	4.1
原稿の使用言語	25	4.0
著作権	12	4.1
用字用語、記号、符号等の基準	12	3.5
キーワード	7	2.7
原稿の受理または受付年月日	2	3.8
章・節・項等の書き方	1	3.4

### 3. 投稿規定の記載項目の重要度に関する調査結果および考察

#### 3.1 各項目の重要度と記載率

質問票86通のうち回答は47(回答率54.6%)であった。表1は、重要度(平均値)と記載率をまとめたものである。この表において、重要度と記載率の値の高低が一致した場合、つまり、重要度が高いとされた項目の記載率も高かった場合、歴史学分野の投稿規定に記載されることの多い項目は、編集作業において重要な項目であり、投稿規定に記された内容と投稿規定の役割とは矛盾しな

いことになる。しかし実際の結果においては、記載率と重要度の高低は、多くの項目について、一致しなかった。記載率と重要度の双方とも高い項目と言えるのは「原稿の長さ」と「原稿の種類」の2項目のみであった。以下に、主な点について述べる。

(1) 「原稿の長さ」と「論文審査の有無・方法および採用基準」についての項目

記載率が最も高かったのは「原稿の長さ」についての項目で、記載率は96%だった。つまり「原稿の長さ」についてはほぼ全ての規定に記載してあると言え、投稿者に必ず伝達すべき項目であると考えられる。さらに「原

稿の長さ」の重要度の平均値は4.7で、全項目中2番目に高い値である。つまり、ほぼ全ての投稿規定に記載されている項目が編集においても重要な項目であるという、投稿規定の役割と矛盾しない結果になっている。

一方、重要度の平均値が最も高かったのは「論文審査の有無・方法および採用基準」で、4.8だった。しかし、編集上重要な項目であるという点では「原稿の長さ」とほぼ同等の値であるにもかかわらず、項目の投稿規定における記載率は67%だった。つまり調査対象の規定の約3分の1には「論文審査の有無・方法および採用基準」について記されていないことになり、「原稿の長さ」の記載率とは約30%の差があった。

### (2) 高記載率・中重要度の項目

記載率は70%以上だったが重要度の平均値は3.7以下という項目が見られた。それらは、「原稿用紙、ワープロ入力等の指定」(記載率88%, 平均値3.7), 「原稿送付部数・送付先」(記載率75%, 平均値3.6), 「標題, 著者名, 著者の所属機関名等の書き方」(記載率70%, 平均値3.6)である。つまりこれらの項目は、編集において大変重要であると考えられてはいないが、投稿規定に記載されていることは多い項目となる。

### (3) 低記載率・高重要度の項目

記載率は44%以下だが、重要度の平均値は4.0以上という項目が見られた。つまりそれらは、50%以上の投稿規定に記載されていないが、編集においては重要とされている項目ということになる。以下、それらの項目について述べる。

#### ①「原稿の締切」(記載率44%, 平均値4.1)

この項目が編集上重要であるとした回答には、「定期刊行物として重要」という理由が14件あげられた。一方、「常に投稿を受け付けているため締切は記していない」という回答も8件あり、これらは「原稿の締切」を規定に記載していない雑誌の編集者からだった。

#### ②「註の書き方」(記載率33%, 平均値4.2)

全体の3分の2の規定に記載されておらず、その理由として「重要だが分野によってルールが違うため、規定していない」という回答が11件あげられた。

#### ③「校正」(記載率33%, 平均値4.5)

この項目が編集上重要だとした回答に、「時としてレフェリーよりの注文あり」や「雑誌の質の維持と執筆者の信頼関係のため」といった理由が各4件見られた。つまり「校正」は、内容に関する査読者からの要求による変更等も含めた意味と考えられており、著者が想定した「校正」とは異なっていた。

#### ④「参考文献の書き方」(記載率25%, 平均値4.1)

全体の4分の3の規定に記載されておらず、その理由として、②「註の書き方」についての項目と同様、「重要だが分野によってルールが違うため、規定していない」という回答が12件あげられた。

#### ⑤原稿の使用言語(記載率25%, 平均値4.0)

規定に記載していない理由として「雑誌の掲載論文を見れば自明である」という回答が10件あげられた。その一方で、現在規定に明記していない雑誌の中に「今後、明記する」という意見が見られた。

#### ⑥「著作権」(記載率12%, 平均値4.1)

全体の90%近くの投稿規定が「著作権」について明記していなかった。また、この項目を編集上重要とした回答には、「著作権は著者に帰属する」というもの(6件)と「著作権は学会に帰属する」(5件)という2種類の意見が見られた。

## 3.2 投稿規定に起因する編集上の問題

投稿規定に起因する編集上の問題について、編集者に自由に記入してもらった。24人の編集者より回答が得られた。回答を分類・整理したところ、以下の7項目に要約できる。なお、1回答者が複数の問題を指定している場合もある(( )内の数値は回答数を示す)。

規定枚数の超過(6)

レフェリー制に関して(5)

投稿規定を守っていない原稿(5)

フロッピー・ディスクによる投稿について(5)

図・表・写真に関して(4)

引用方法の違い(2)

特殊文字(2)

「規定枚数の超過」という問題が最も多くあげられた。その一方、「原稿の長さ」についての記載は投稿規定の96%に明記されている。

次に「レフェリー制に関する」問題として、「レフェリー制が浸透していない」という意見があげられた。また「レフェリーの確保が困難」であり、その原因として、「審査期間内の審査を引き受ける審査者の確保が難しい」、および「分野の境界がますます曖昧になっているため様々な投稿が増えている。そのため適切なレフェリーを探すことが難しい」という意見があった。

「投稿規定を守っていない原稿」については、「編集者が手を入れることを前提に投稿して来る」という回答が2件見られた。

「フロッピー・ディスクによる投稿について」は、「フォーマット形式、ファイル形式について投稿規定で言及していないため、それに伴う混乱が多い」という意

見が3件あった。

「図・表・写真に関して」あげられたのは、「大きさや枚数についての規定を無視した図・表」という回答だった。

以上の結果からは、次の理由に起因する問題があげられたと言えよう。①投稿規定の遵守が浸透していない、②レフェリー制が浸透していない、および人材確保の困難、③投稿規定にその項目についての規定がない。

### 3.3 編集者からの投稿規定に関する意見や提案

投稿規定に関する、編集者からの意見や提案について自由記入をお願いしたところ、7名の編集者より回答が得られた。2名が「引用に関する規定の必要性」を、2名が「審査・採否の基準を規定に明記する必要」をあげていた。

この他には以下のような意見があった。「投稿規定を細部まで決める必要はない。著者の表現方法や工夫があって文章にも個性があらわれるので、最低限の約束事としての投稿規定でよい」、「投稿者の自由を最大限尊重するので、編集は大変である」、「学界全体としての伝統＝ルールが機能しているので、今のところ大きな問題は少ないのではないか。今後オンラインジャーナルなどが普及した場合どうなっていくのか、新しい問題点の所在を知りたい」。

### 3.4 考察

上述したように「原稿の長さ」についての項目の記載率は最も高く、96%だった。つまり「原稿の長さ」についてはほぼ全ての規定に記載しており、投稿者に最も必要な情報と考えられていると言えよう。同時に「原稿の長さ」の重要度の平均値は4.7と、全項目中2番目に高い値であった。つまり、投稿者に最も必要な情報であると考えられており、かつ編集においても重要な項目であるということがわかった。一方、重要度の平均値が最も高かった「論文審査の有無・方法および採用基準」の投稿規定における記載率は67%で、調査対象の規定の約3分の1には「論文審査の有無・方法および採用基準」について記されていないことになる。編集において重要と考えられているが、投稿者にとって必要な情報とは必ずしも考えられていないということになる。

次に「原稿用紙、ワープロ入力等の指定」、「原稿送付部数・送付先」、「標題、著者名、著者の所属機関名等の書き方」は、投稿者には必要な情報だが、編集において大変重要であると考えられてはいない。

さらに以下の、記載率は44%以下だが、重要度の平均値は4.0以上という項目は、投稿者に必要な情報ではな

いが編集においては重要と考えられている項目ということになる。

「註の書き方」については全体の3分の2に、「参考文献の書き方」については全体の4分の3の規定に記載されておらず、双方ともその理由として「重要だが分野によってルールが違うため、規定していない」という回答が多くあげられた。この回答には、多様な投稿者からの投稿が行われているという状況が推測される。「分野」とは投稿者の専門分野を指すと思われるが、それなら尚、雑誌として一定の形式を規定する必要はないのだろうか。多様であるため規定しないのではなく、多様であるから規定すべきだとは考えられないだろうか。あるいはせめて、「註の書き方」、「参考文献の書き方」について投稿規定に規定しないのなら、投稿者自身の慣習による形式の許可など、情報は必要なのではないだろうか。

「原稿の使用言語」についても、現在規定に明記していない雑誌の中に「今後、明記する」という意見が多く見られ、「明記する」ということが重要と考えられていることがわかる。

「著作権」については、全体の90%近くの投稿規定が明記していなかった。しかし、この項目を編集上重要とした回答に、「著作権は著者に帰属する」というものと「著作権は学会に帰属する」という2種類の意見が見られた。このことから、「著作権」について規定に明記しないことによる、著者と学会の間での理解の不一致が予想され、問題が起きることも考えられる。

「原稿の締切」についても、「常に投稿を受け付けているため締切は記していない」という回答があったが、そうであればその旨、規定に明記する必要があるのではないだろうか。

次に自由記入による回答についてであるが、まず、「規定枚数の超過」について、つまり「原稿の長さ」については多くの投稿規定に書いてあるにも関わらず、遵守されないという問題があげられるのは、規定の遵守という意識が浸透していないとも考えられる。「投稿規定を守っていない原稿」、「大きさや枚数についての規定を無視した図・表」についても同様に考えられる。

また、「レフェリー制が浸透していない」というのは、投稿規定に明示されていないことも原因なのではないだろうか。

「フロッピー・ディスクによる投稿について」は、それによる投稿を認めているのであれば、形式を投稿規定において言及するのは然るべきで、それを行っていないことによる混乱は必至と思われる。

一方、投稿規定に関する、編集者からの意見や提案に

ついで自由記入で挙げられたように、「引用に関する規定の必要性」と「審査・採否の基準を規定に明記する必要」が理解されている。しかし、投稿規定と投稿者の自由を相反するものと捉えている意見も見られ、投稿規定の役割が十分に認識されていないという状況も推測される。

以上をまとめると、投稿規定に記載されている、投稿者に必要と考えられている情報は、規定毎に多様であり、多様である結果として、明示されない情報も多様であることがわかった。また、投稿者に必要と考えられている情報が、編集上重要な情報とは必ずしも一致しないということがわかった。さらに、投稿規定が遵守されていない、あるいは規定に情報が明示されていないことに起因する問題が認識できた。

これらをふまえ、さらに個々の項目について、編集者への個別質問表による調査を行った。詳細を4で述べる。

#### 4. 編集者への個別質問票による調査

##### 4.1 調査方法および内容

3で述べた調査結果・考察をふまえ、個別質問票による編集者への調査を行った。3の調査において回答いただいた47の学協会の編集者を対象とし、質問票を作成し郵送した(2002年10~11月)。ただし、個々の投稿規定の内容および3で述べた調査の個々の結果とを照合したため、質問内容は各々若干異なっている(質問票は付録2を参照されたい)。

#### 4.2 調査結果

47通のうち回答は20(回答率42.5%)であった。結果を、以下に述べる。

(1) 「論文審査の有無・方法および採用基準」について、投稿規定に記載していないのは、何故か。

「論文審査の有無・方法および採用基準」についての項目を投稿規定に記載していない雑誌の編集者に、その理由を質問した。得られた回答のうち3分の1が「投稿者には周知の事柄である」ためとし、3分の2が「規定での明示が困難である」ためとしていた。

(2) 「原稿用紙、ワープロ入力等の指定」、「原稿送付部数・送付先」、「標題、著者名、著者の所属機関名等の書き方」についての3項目が、編集上はさほど重要とされなかったのは何故か。

「原稿用紙、ワープロ入力等の指定」については、原稿用紙やプリントアウトの原稿なら形式はほぼ守られているし、フロッピー提出を求める場合にのみ再度指定をすればよいので、という回答だった。

「原稿送付部数・送付先」については、編集委員会だけでなく学協会本部に送られてくる場合も、送付部数が異なる場合もあるが、こちらで対応可能なため、という回答だった。

「標題、著者名、著者の所属機関名等の書き方」については、雑誌に掲載された論文を参照すれば自明であるため投稿者もほぼ規定どおりに書いてくるし、また後で調整も可能であるためという回答であった。

(3) 以下の6項目が、投稿規定にあまり記載されていないのは何故か。

① 「原稿の締切」(記載率44%)

記載しない理由として、「常に(あるいは結果的に常に)

表2 「投稿規定の役割とは」に対する回答

① <sup>1)</sup>	編集作業をやりやすくする(1) 編集作業上のマニュアル(3) 編集事務の軽減(1) なければまともな学術雑誌編集は不可能となる、社会における法律(1)
②	書式について理解を求める手段(2) 会員に対しては原稿執筆・投稿のノルマを定めたもの(2) 投稿者に、どのように投稿し、その投稿がどのように処理されるのかを明らかにする(1) 採用して掲載される基準を示したものの(1)
③	最低限の体裁統一のためのもの(1) 制限(ページ数等)をすることによって、刊行物の均一的な体裁を保持する(2) 長さ制限(2)
④	年間の予算編成が可能となる(長さ等を決めることにより)(1)
⑤	学会として機関誌に求める理想型(1)

1) ①~⑤は回答の内容による区分を示す。

投稿を受け付けているため記載していない」と回答された。

#### ②「注の書き方」(記載率33%)

規定に記載していない理由として、以下の3種類の回答があげられた：各専門分野におけるやり方があるため、統一できない；あえて統一することには無理があり、それをする積極的な意味を認められない；投稿規定において詳細な例示や規定を行うことは難しい。

#### ③「校正」(記載率33%)

規定に記載しない理由として、「投稿者には周知の事柄であるため」という回答と「規定に明示する必要はない」という回答があげられた。

#### ④「参考文献の書き方」(記載率25%)

以下の内容の回答があげられた：各専門分野の方法による；あえて統一することには無理がありそれをする意味も認められない；規定での明示が困難である；統一すべきだが現実的には無理；投稿者には周知である；マニュアルを作成し徹底させるようにしている。

#### ⑤原稿の使用言語(記載率25%)

規定に記載しない理由は、全て「投稿者には周知である」という回答だった。しかし「今後、明記する」という回答も見られた。

#### ⑥「著作権」(記載率12%)

「検討中である」あるいは「今後検討を要する」というものと、「投稿者には周知」という2種類の回答があげられた。「投稿者には周知」とした回答の中には、著作権は学会に帰属するという考えと執筆者に帰属するという、2種類の考えがあった。

#### (4) 投稿規定の役割とは何か。

得られた回答(1回答者が複数回答項目に言及)を表2に示した(文末の( )内の数値は件数を表す)。<sup>①</sup>は編集作業のためというもの、<sup>②</sup>は投稿者のためというもの、<sup>③</sup>は体裁のため、<sup>④</sup>～<sup>⑤</sup>はその他として、記してある。

### 4.3. 考察

上述したように「論文審査の有無・方法および採用基準」は編集において重要と考えられているが、投稿者にとって必要な情報とは必ずしも考えられていないということになった。これについて投稿規定に記載していない理由を尋ねたところ、回答の3分の2が「規定での明示が困難である」ため、3分の1が「投稿者には周知の事柄である」ためだった。先の理由は「投稿者に必要な情報と考えられていないのではない」ことを表しているが、後の理由は「(周知していない)投稿者に必要な情報と考えられていない」ことを表している。しかし2で述べた調査においては、「審査・採否の基準を規定に明記す

る必要」が最も重要度の高い項目として挙げられていた。また、「投稿者には周知の事柄である」ため規定に明示しないのであれば、新たに投稿しようとする著者にはこの情報は知らされないことになり、それによる混乱は避けられないと思われる。ここにも「明示していない」ことによる問題が存在する。

次に「原稿用紙、ワープロ入力等の指定」、「原稿送付部数・送付先」、「標題、著者名、著者の所属機関名等の書き方」は、明示してあることにより、多くの場合「形式」として遵守されており、また多少の違いは編集者側により対応が容易であるため問題となっていない。つまり明示することにより混乱が最初から回避されており、混乱が起きたとしても些少な事態であるため、問題となっていない。

「注の書き方」と「参考文献の書き方」について規定に記載していない理由として、以下の回答があげられた：<sup>①</sup>各専門分野の方法による；<sup>②</sup>あえて統一することには無理があり、それをする積極的な意味を認められない；<sup>③</sup>投稿規定において詳細な例示や規定を行うことは難しい；<sup>④</sup>統一すべきだが現実的には無理；<sup>⑤</sup>投稿者には周知である；<sup>⑥</sup>マニュアルを作成し徹底させるようにしている。<sup>③</sup>～<sup>⑥</sup>は規定に記載する必要はないとは考えておらず、記載できない(あるいは記載している)理由を述べている。それに対して<sup>①</sup>および<sup>②</sup>には前述したが、多様な投稿者からの投稿が行われているという状況が推測される。そう言う状況であるならばなおさら、雑誌として一定の形式を規定する必要はないのだろうか。多様であるため規定しないのではなく、多様であるから規定すべきだとは考えられないだろうか。

原稿の使用言語について規定に記載しない理由は、全て「投稿者には周知である」という回答だった。これも、新たに投稿しようとする著者にはこの情報は知らされないことになり、それによる混乱は避けられないと思われる。しかし「今後、明記する」という回答も見られ、明記することにより混乱は避けられると考えられていることがわかる。

「著作権」について「投稿者には周知」との回答には、「著作権は著者に帰属する」という意見と「著作権は学会に帰属する」という2種類の意見が見られた。これも「周知」でない投稿者との間に理解の不一致を起し、混乱させる状況ではないだろうか。しかしまた一方で、「検討中である」あるいは「今後検討を要する」という回答も見られ、変化が予測される。

## 5. 歴史学分野における学術雑誌の投稿規定への一提案

3.4での記述とも照応させると、投稿規定に明示されていない情報は投稿者に必要でない、と必ずしも考えられているわけではなく、明示されていない多くの場合は「明示が困難」や「周知である」との理由からであることがわかった。しかしその一方、明示することにより混乱を避けられている状況が多いこともわかった。

さらに投稿規定の役割についての質問では、投稿者のためというものの同様、編集作業のためという回答が見られ、さらに雑誌の体裁のためという回答も含めれば、投稿規定の役割は投稿者に対するものだけではなく、編集者に対するものが非常に大きいことは明らかである。

つまり、現在起きている混乱や問題は、おそらく、新たな投稿規定の作成まで行わなくとも、「情報の明示」により、多くの場合解決ならびに改善に繋がり、ひいては編集作業のさらなる円滑さをもたらすものと思われる。

最後に、今後の学際的な研究分野の増加を想定しても、投稿規定に関わる問題がさらに複雑化することが予想される。今回の調査で得られた回答にも、「分野が学際的となる場合、投稿規定そのものを作ることが難しい。投稿規定は大変重要だがそれぞれの分野の研究自体を規制してしまう恐れがあり、その点が投稿規定を詳細に記載できない理由でもある」という意見があった。今後、学際的とされる研究分野における投稿規定の研究にも取り組みたい。

### 謝 辞

本稿を作成するにあたり、筑波大学図書館情報メディア研究科の緑川信之教授から、貴重な御助言を頂きました。また、調査にご協力いただきました学協会の皆様に深く感謝申し上げます。

### 引用文献

- 1) 小野周. 投稿規定. 学術月報. vol.21, no.4, 1968, p.13-16.
- 2) 学協会編集者懇話会. 学会誌編集実務ガイドブック. 東京, 学会誌刊行センター, 1995, p.108.
- 3) 文部科学省研究振興局, 科学技術振興事業団. "SIST 科学技術情報流通技術基準 学術雑誌の構成とその要素 SIST07-1985". SISTハンドブック: 科学技術情報流通技術基準 2003年版. 東京, 文部科学省研究振興局, 科学技術振興事業団, 2003, p.213-230.
- 4) 寺村由比子. 国内学協会誌の投稿規定の分析(1). 科学技術文献サービス. no.35, 1973, p.14-18.
- 5) 寺村由比子. 国内学協会誌の投稿規定の分析(2). 科学技術文献サービス. no.36, 1973, p.16-27.
- 6) 富永勲. 国内学協会誌投稿規定の10年間の変遷[Ⅰ] 昭和48年度調査結果との比較. 情報管理. vol.27, no.2, 1984, p.123-134.
- 7) 富永勲. 国内学協会誌投稿規定の10年間の変遷[Ⅱ] 昭和48年度調査結果との比較. 情報管理. vol.27, no.3, 1984, p.224-230.
- 8) 富永勲. 国内学協会誌投稿規定の10年間の変遷[Ⅲ] 昭和48年度調査結果との比較. 情報管理. vol.27, no.4, 1984, p.301-318.
- 9) 甲斐靖幸. 国内学協会誌の投稿規定調査報告(Ⅰ). 情報管理. vol.38, no.3, 1995, p. 207-221.
- 10) 甲斐靖幸. 国内学協会誌の投稿規定調査報告(Ⅱ). 情報管理. vol.38, no.4, 1995, p. 338-352.
- 11) 寺村由比子. 投稿規定の比較分析による学会誌の分野別特徴(1). 文化情報学. vol. 4, no. 1, 1997, p.135-150.
- 12) 寺村由比子. 投稿規程の比較分析による学会誌の分野別特徴(Ⅱ). 文化情報学. vol.4, no.2, 1998, p.129-146.
- 13) 三波千穂美. 歴史学分野の学協会誌における投稿規定 -記載項目に関する調査-. 日本図書館情報学会誌. vol.46, no.3, 2001, p.128-138.

付録1 歴史学分野の投稿規定に関するアンケート調査質問票  
歴史学分野の投稿規定に関するアンケート調査

まず、基本的事項についてお教えてください。

学協会名 ( )  
学協会員数 ( )  
学協会誌名 ( )

Q1. 以下は、歴史学分野の投稿規定を調査した結果、記載されていた項目です。

これらの項目の投稿規定における、編集の際の重要度を、各々 1 (重要ではない), 2 (あまり重要ではない), 3 (どちらでもない), 4 (どちらかと言えば重要), 5 (重要) として, ( ) の中にご記入下さい。またできましたら, その理由もお書きください。

原稿の長さ ( )

原稿用紙, ワープロ入力等の指定 ( )

論文, 調査といった原稿の種類 ( )

原稿送付部数・送付先 ( )

標題, 著者名, 著者の所属機関名等の書き方 ( )

論文審査の有無, 方法および採用基準 ( )

図・表・写真について ( )

縦書きあるいは横書きかの指定 ( )

投稿者の資格 ( )

抄録について ( )

ワープロ原稿の場合のフロッピー提出の方法 ( )

別刷, 掲載料等について ( )

原稿の締切 ( )

註の書き方 ( )

校正について ( )

参考文献の書き方 ( )

原稿の使用言語について ( )

著作権について ( )

用字用語, 記号, 符号等の基準 ( )

キーワードについて ( )

原稿の受理または受付年月日 ( )

章・節・項等の書き方 ( )

その他これ以外の項目も含め、自由にご記入ください。

Q2. 投稿原稿の編集の際、投稿規定に関連したことで困ること、よく思われることがございましたら、ご記入ください。

Q3. 編集する側からの、歴史学分野における投稿規定に関する御意見や御提案がございましたら、以下自由にご記入ください

お忙しいところご協力いただき、まことにありがとうございました。

付録2 編集者への個別質問票

『(学会誌名)』 編集担当者様

前回の調査では、歴史学分野の学協会誌の投稿規定に実際に記載されていた項目（原稿の長さ、註の書き方、校正について等）に関して、編集の際の重要度をご回答いただきました。今回の調査では、前回のご回答の内容と貴誌『(学会誌名)』の投稿規定にもとづいて、質問させていただきます。

1. 「論文審査の有無・方法および採用基準」について、投稿規定に記載していないのは何故でしょうか？その理由にあてはまるものがあれば、以下よりお選び下さい。

- ① 投稿者には周知の事柄である。
- ② 投稿者には関係なく編集側にのみ関係がある。
- ③ 規定に明示するのが困難である。
- ④ 規定に明示する必要はない。またその理由もお聞かせ下さい。

⑤ その他。⑤の場合は内容もお聞かせ下さい。

2. 「原稿用紙、ワープロ入力等の指定」、「原稿送付部数・送付先」、「標題、著者名、著者の所属機関名等の書き方」についての3項目は、編集上はさほど重要と回答されませんでした。その理由をいかがお考えでしょうか。お考えにあてはまるものがあれば、以下よりお選び下さい。

- ① 投稿者には周知の事柄である。
- ② 投稿者には関係なく編集側にのみ関係がある。
- ③ 規定に明示するのが困難である。
- ④ 規定に明示する必要はない。またその理由もお聞かせ下さい。

⑤ その他。⑤の場合は内容もお聞かせ下さい。

3. 以下の6項目は、投稿規定にあまり記載されているとは言えませんでした。その理由をいかがお考えでしょうか。お考えにあてはまるものがあれば、以下よりお選び下さい。

- ① 投稿者には周知の事柄である。
- ② 投稿者には関係なく編集側にのみ関係がある。
- ③ 規定に明示するのが困難である。
- ④ 規定に明示する必要はない。またその理由もお聞かせ下さい。

⑤ その他。⑤の場合は内容もお聞かせ下さい。

(1)原稿の締めきり ( )

(2)註の書き方 ( )

(3)校正について( )

(4)参照文献の書き方について( )

(5)原稿の使用言語について( )

(6)著作権について( )

4. 最後に、投稿規定の役割とは何だとお考えでしょうか？

ご協力まことにありがとうございました。